

新旧対照表

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申請書の受付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(登録及び等級格付等)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第120条、第133条及び第134条の規定に基づき県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格、競争入札の業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(申請書の受付)</p> <p>第4条 定期の資格審査に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付は、当該審査を実施する年度の5月1日から2月末日までの間において知事の定める期間に行うものとする。</p> <p>2 追加の資格審査に係る建設工事入札資格審査申請書の受付は、知事の定める期間に行うものとする。</p> <p>(登録及び等級格付等)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、第2条各号のいずれにも該当すると認められる者（以下「有資格者」という。）については、建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。</p> <p>2 名簿は、沖縄県内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に登録されるもの及び建築一式工事に登録されるものにあつては5等級に、電気工事に登録されるもの及び管工事に登録されるものにあつては3等級に、ほ装工事に登録されるものにあつては2等級に格付をし、その他については、等級の区分は行わないものとする。ただし、等級の区分を必要とするときは、3等級に格付をすることができる。</p> <p>3 前項の格付は、知事が別に定める基準により審査するものとする。</p> <p>4 名簿は、土木建築部技術・建設業課に保管し、別にその副本を県の発注事務を取り</p>

(合格の通知)

第6条 (略)

(業者の選定及び発注区分)

第15条 (略)

別表第2 (第15条関係)

発注の標準となる請負工事金額

等級	業種別	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、 その他	舗装工事
	金額	請負工事金額	請負工事金額	請負工事金額

扱関係部局（以下「関係部局」という。）に備え付けるものとする。

5 名簿の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

(合格の通知)

第6条 前条の規定による有資格者に対しては、入札参加適格合格通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(業者の選定及び発注区分)

第15条 業者の選定は、第5条に規定する有資格者のうちから行うものとする。

2 県発注の建設工事に対する業種別の等級格付及びその発注対象工事1件の金額は、別表第2のとおりとする。

3 業者を選定するときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属するものから行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準として1級直近上位及び下位の等級該当者から選定することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて直近上位及び下位の等級該当者を選定できないものとする。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、有資格者のうちから適当と認める者を選定することができる。

- (1) 特殊な工事で当該工事に係る業種に等級該当者が少ないとき。
- (2) 再度入札に付しても入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において更に入札に付そうとするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合として関係部局長が別に定めるものに該当するとき。

別表第2 (第15条関係)

発注の標準となる請負工事金額

等級	業種別	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、 その他	舗装工事
	金額	請負工事金額	請負工事金額	請負工事金額

特A級	1億8千万円以上		
A級	6千万円以上1億8千万円未満	2千万円以上	2千万円以上
B級	3千万円以上6千万円未満	1千万円以上2千万円未満	2千万円未満
C級	1千5百万円以上3千万円未満	1千万円未満	
D級	1千5百万円未満		

特A級	1億5千万円以上		
A級	5千万円以上1億5千万円未満	1千5百万円以上	1千5百万円以上
B級	2千5百万円以上5千万円未満	6百万円以上1千5百万円未満	1千5百万円未満
C級	1千万円以上2千5百万円未満	6百万円未満	
D級	1千万円未満		

第2号様式（第6条関係）

入札参加適格合格通知書

年 月 日

〒 ー

住 所

商号名称

代表者名 殿

大臣 知事 許可 般
特 第 号

下記について沖縄県の発注する建設工事入札参加適格審査に合格したので、通知する。

記

審査業種及び等級（総合数値） 業種

なお、有効期間は 年 月 日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

第2号様式（第6条関係）

入札参加適格合格通知書

年 月 日

〒 ー

住 所

商号名称

代表者名 殿

大臣 知事 許可 般
特 第 号

下記について沖縄県の発注する建設工事入札参加適格審査に合格したので、通知する。

記

審査業種及び等級（総合数値） 業種

なお、有効期間は 年 月 日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

沖縄県知事

沖縄県知事

備考 沖縄県電子入札システムの利用時に必要となる利用登録番号等

商号又は名称（全角）	
登録番号	
ユーザID	